

(仮称) 八王子市男女共同参画推進条例の素案 (案)

1 条例の名称

男女がともにいきいきと活躍できる八王子づくり条例

2 前文

条例を制定するに至った経緯や目指す方向を示し、男女共同参画の推進への決意を表明する。

3 目的

男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画に係る施策（以下、「施策」という。）の基本となる事項を定め、様々な場面において男女が共に参画する社会の実現を目的とする。

4 定義

別紙のとおり

5 基本理念

- (1) だれもが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できるようにする。
- (2) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮する。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者、地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会を確保する。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を担い、かつ、学校、職場、地域その他の社会における活動を行うことができるようにする。
- (5) 施策を実施するに当たっては、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が相互に連携・協働することが必要である。

6 市の責務

基本理念にのっとり、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体（以下、「市民等」という。）の男女共同参画の推進状況を把握し、施策を策定して実施する。

7 市民の責務

基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めることとする。

8 教育関係者の責務

基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において子どもの頃からの教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めることとする。

9 事業者の責務

基本理念にのっとり、男女がいきいきと働くことができるよう努めることとする。

10 地域活動団体の責務

基本理念にのっとり、男女が参画するよう努めることとする。

11 情報の収集及び調査

- (1) 市長は、施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、基本的な情報の収集及び調査研究を行う。
- (2) 市長は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができることとする。

12 啓発活動

市は、市民等に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行う。

13 活動に対する支援

市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、情報提供その他の必要な支援を行う。

14 体制の整備

市は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動を行なうための拠点を設置するなど必要な体制を整備する。

15 男女共同参画審議会

市町村男女共同参画計画（以下、「推進計画」という。）その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として男女共同参画審議会を置く。

16 推進計画

市長は男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

17 実施状況の公表

市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表する。

18 性別による権利侵害の禁止

何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害行為を禁止する。

19 公衆に表示する情報に関する留意

何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識や暴力的な行為を助長又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないように留意することとする。

20 相談申出への対応

市長は、性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切に対応する。

21 苦情申出への対応

市長は、市が実施する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合は適切な措置を講ずる。